

## 函館市特定居住促進計画(案)に関するその他の修正について

### ○ 北海道との協議に伴う修正

ページ	修正前	修正後
P6	<p>7. その他</p> <p>(3) 都市計画との調和に関する事項</p> <p>特定居住促進施設については、函館圏都市計画区域マスタープランおよび函館市都市計画マスタープランの土地利用に関する方針との調和が図られている。</p>	<p>7. その他</p> <p>(3) 都市計画との調和に関する事項</p> <p><u>3の各拠点施設を立地するエリアは、商業業務機能の集積を図るよう函館圏都市計画区域マスタープランおよび函館市都市計画マスタープランに位置づけており、当該拠点施設の立地は計画に支障ないと考える。</u></p>